

大田市公告第20号

次のとおり予防接種法第5条の規定による予防接種を実施するので、同法施行令第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

大田市長 楫野弘和

1. 予 防 接 種 の 種 類 ヒブ感染症
2. 予防接種の対象者の範囲 生後2月から5歳未満の者
3. 期 日 及 び 場 所 令和6年4月1日～令和7年3月31日
指定医療機関（別紙）

4. その他注意すべき事項等

接種を受けることが適当でない者（接種不适当者）

- ① 明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ③ このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者
- ④ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかり、治ってから4週間たっていない者。突発性発しん・手足口病・りんご病にかかり、治ってから2週間たっていない者
- ⑤ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかっている者と接触し感染している恐れのある者
- ⑥ けいれんを起こして3か月以内の者
- ⑦ その他、医師に不适当な状態と判断された者

大田市公告第20号

次のとおり予防接種法第5条の規定による予防接種を実施するので、同法施行令第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

大田市長 楫野弘和

1. 予 防 接 種 の 種 類 小児の肺炎球菌感染症
2. 予防接種の対象者の範囲 生後2月から5歳未満の者
3. 実施月日及び接種会場 令和6年4月1日から令和7年3月31日
指定医療機関（別紙）
4. その他注意すべき事項等
接種を受けることが適当でない者（接種不适当者）
 - ① 明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）
 - ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ③ このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者
 - ④ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかり、治ってから4週間たっていない者。突発性発しん・手足口病・りんご病にかかり、治ってから2週間たっていない者
 - ⑤ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかっている者と接触し感染している恐れのある者
 - ⑥ けいれんを起こして3か月以内の者
 - ⑦ その他、医師に不适当な状態と判断された者

大田市公告第20号

次のとおり予防接種法第5条の規定による予防接種を実施するので、同法施行令第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

大田市長 楫野弘和

1. 予 防 接 種 の 種 類 B型肝炎

2. 予防接種の対象者の範囲 生後1歳に至るまでの間にある者

3. 実施月日及び接種会場 令和6年4月1日から令和7年3月31日
指定医療機関（別紙）

4. その他注意すべき事項等

接種を受けることが適当でない者（接種不相当者）

- ① 母子感染予防の対象者ですでにB型肝炎ワクチンの投与を受けた者
- ② 明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）
- ③ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ④ このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者
- ⑤ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかり、治ってから4週間たっていない者。突発性発しん・手足口病・りんご病にかかり、治ってから2週間たっていない者
- ⑥ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかっている者と接触し感染している恐れのある者
- ⑦ けいれんを起こして3か月以内の者
- ⑧ その他、医師に不適當な状態と判断された者

大田市公告第20号

次のとおり予防接種法第5条の規定による予防接種を実施するので、同法施行令第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

大田市長 楫野 弘和

1. 予 防 接 種 の 種 類 ロタウイルス感染症

2. 対 象 者 の 範 囲 生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者

3. 実施月日及び接種会場 令和6年4月1日から令和7年3月31日 指定医療機関（別紙）

4. その他注意すべき事項等

接種を受けることが適当でない者（接種不适当者）

- ①発熱している人（通常37.5℃以上をいいます。）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③このワクチンの成分により、激しいアレルギー反応をおこしたことがある人
- ④おたふくかぜ・みずぼうそう・麻しん・風しんにかかり、治ってから4週間たっていない人、突発性発疹・手足口病、りんご病にかかり、治ってから2週間たっていない人
- ⑤おたふくかぜ・みずぼうそう・麻しん・風しんにかかっている人と接触し感染しているおそれのある人
- ⑥けいれん（ひきつけ）を起こして3か月たっていない人
- ⑦未治療の先天性消化管障害がある人
- ⑧腸重積症の既往のある人
- ⑨その他、医師に不适当な状態と判断された人

大田市公告第20号

次のとおり予防接種法第5条の規定による予防接種を実施するので、同法施行令第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

大田市長 楫野弘和

1. 予 防 接 種 の 種 類 ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ（急性灰白髄炎）の四種混合
2. 予防接種の対象者の範囲 生後2月から90月に至るまでの間にある者
3. 実施月日及び接種会場 令和6年4月1日から令和7年3月31日
指定医療機関（別紙）
4. その他注意すべき事項等
接種を受けることが適当でない者（接種不适当者）
 - ① 明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）
 - ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ③ このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者
 - ④ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかり、治ってから4週間たっていない者。突発性発しん・手足口病・りんご病にかかり、治ってから2週間たっていない者
 - ⑤ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかっている者と接触し感染している恐れのある者
 - ⑥ けいれんを起こして3か月以内の者
 - ⑦ その他、医師に不适当な状態と判断された者

大田市公告第20号

次のとおり予防接種法第5条の規定による予防接種を実施するので、同法施行令第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

大田市長 楫野弘和

1. 予 防 接 種 の 種 類 ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ（急性灰白髄炎）、ヒブの五種混合
2. 予防接種の対象者の範囲 生後2月から90月に至るまでの間にある者
3. 実施月日及び接種会場 令和6年4月1日から令和7年3月31日
指定医療機関（別紙）
4. その他注意すべき事項等
接種を受けることが適当でない者（接種不相当者）
 - ① 明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）
 - ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ③ このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者
 - ④ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかり、治ってから4週間たっていない者。突発性発しん・手足口病・りんご病にかかり、治ってから2週間たっていない者
 - ⑤ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかっている者と接触し感染している恐れのある者
 - ⑥ けいれんを起こして3か月以内の者
 - ⑦ その他、医師に不適當な状態と判断された者

大田市公告第20号

次のとおり予防接種法第5条の規定による予防接種を実施するので、同法施行令第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

大田市長 楫野弘和

1. 予 防 接 種 の 種 類 B C G（結核）
2. 予防接種の対象者の範囲 1歳未満の者
3. 期 日 及 び 場 所 令和6年4月1日～令和7年3月31日
指定医療機関（別紙）
4. その他注意すべき事項等
接種を受けることが適当でない者（接種不相当者）
 - ① 明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）
 - ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ③ このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者
 - ④ 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - ⑤ 結核の既往のある者
 - ⑥ 特殊な病気で副腎皮質ホルモン剤の投与を受けている者
 - ⑦ 4週間以内におたふくかぜ・水痘・麻しん・風しん・麻しん風しん混合ワクチンの予防接種を受けた者
 - ⑧ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかり治ってから4週間たっていない者
 - ⑨ 突発性発しん・手足口病・りんご病にかかり治ってから2週間たっていない者
 - ⑩ けいれんを起こして3か月以内の者
 - ⑪ その他、医師に不適當な状態と判断された者

大田市公告第20号

次のとおり予防接種法第5条の規定による予防接種を実施するので、同法施行令第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

大田市長 楫野弘和

1. 予 防 接 種 の 種 類 麻しん又は風しん
2. 予防接種の対象者の範囲 第1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
第2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
3. 期 日 及 び 場 所 令和6年4月1日から令和7年3月31日
指定医療機関（別紙）
4. その他注意すべき事項等
接種を受けることが適当でない者（接種不适当者）
 - ① 明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）
 - ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ③ このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者
 - ④ 4週間以内にポリオ・おたふくかぜ・麻しん・風しん・麻しん風しん混合・水痘・BCGの予防接種を受けた者
 - ⑤ おたふくかぜ・水痘にかかり治ってから4週間たっていない者。突発性発しん・手足口病・りんご病にかかり治ってから2週間たっていない者
 - ⑥ 輸血あるいはガンマグロブリンの接種を受けて3か月以内の者、また特発性血小板減少性紫斑病・川崎病の治療においてガンマグロブリンの大量投与を受けて6か月以内の者
 - ⑦ おたふくかぜ・麻しん・風しん・水痘にかかっている者と接触し感染している恐れのある者
 - ⑧ けいれんを起こして3か月以内の者
 - ⑨ その他、医師に不适当な状態と判断された者

大田市公告第20号

次のとおり予防接種法第5条の規定による予防接種を実施するので、同法施行令第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

大田市長 楫野弘和

1. 予 防 接 種 の 種 類 水痘（水ぼうそう）
2. 予防接種の対象者の範囲 生後12月から36月に至るまでの間にある者
3. 実施月日及び接種会場 令和6年4月1日から令和7年3月31日
指定医療機関（別紙）
4. その他注意すべき事項等
接種を受けることが適当でない者（接種不适当者）
 - ① 水痘に罹患したことがある者
 - ② 明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）
 - ③ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ④ このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者
 - ⑤ 4週間以内におたふくかぜ・風しん・水痘・麻しん・BCG・麻しん風しん混合ワクチンの予防接種を受けた者
 - ⑥ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかり、治ってから4週間たっていない者。突発性発しん・手足口病・りんご病にかかり、治ってから2週間たっていない者
 - ⑦ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかっている者と接触し感染している恐れのある者
 - ⑧ けいれんを起こして3か月以内の者
 - ⑨ その他、医師に不适当な状態と判断された者

大田市公告第20号

次のとおり予防接種法第5条の規定による予防接種を実施するので、同法施行令第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

大田市長 楫野弘和

1. 予 防 接 種 の 種 類 日本脳炎
2. 予防接種の対象者の範囲 1期 満6か月から7歳6か月未満の者
2期 満9歳から13歳未満の者
(但し平成19年4月1日以前に生れた者は
20歳未満の間に接種することができる)
3. 期 日 及 び 場 所 令和6年4月1日～令和7年3月31日
指定医療機関（別紙）
4. その他注意すべき事項等
接種を受けることが適当でない者（接種不适当者）
 - ① 明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）
 - ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ③ このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者
 - ④ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかり、治ってから4週間たっていない者。突発性発しん・手足口病・りんご病にかかり、治ってから2週間たっていない者
 - ⑤ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかっている者と接触し感染している恐れのある者
 - ⑥ けいれんを起こして3か月以内の者
 - ⑦ その他、医師に不适当的な状態と判断された者

大田市公告第 2 0 号

次のとおり予防接種法第 5 条の規定による予防接種を実施するので、同法施行令第 5 条の規定により公告する。

令和 6 年 4 月 1 日

大田市長 楫 野 弘 和

1. 予 防 接 種 の 種 類 ジフテリア・破傷風二種混合
2. 予防接種の対象者の範囲 小学 6 年生（1 1 歳以上 1 3 歳未満）
3. 実施月日及び接種会場 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日
指定医療機関（別紙）
4. その他注意すべき事項等
接種を受けることが適当でない者（接種不适当者）
 - ① 明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）
 - ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ③ このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者
 - ④ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかり、治ってから 4 週間たっていない者。突発性発しん・手足口病・りんご病にかかり、治ってから 2 週間たっていない者
 - ⑤ けいれんを起こして 3 か月以内の者
 - ⑥ 基礎免疫を得るための接種を十分に受けていない者
 - ⑧ その他、医師に不适当的な状態と判断された者

大田市公告第 20 号

次のとおり予防接種法第 5 条の規定による予防接種を実施するので、同法施行令第 5 条の規定により公告する。

令和 6 年 4 月 1 日

大田市長 楫 野 弘 和

1. 予 防 接 種 の 種 類 ヒトパピローマウイルス感染症
2. 予防接種の対象者の範囲 小学 6 年生から高校 1 年生（女子）及び、
平成 9 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日まで
に生まれた女子
3. 実施月日及び接種会場 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
指定医療機関（別紙）
4. その他注意すべき事項等
接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）
 - ① 明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）
 - ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ③ このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者
 - ④ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかり、治ってから 4 週間たっていない者。突発性発しん・手足口病・りんご病にかかり、治ってから 2 週間たっていない者
 - ⑤ おたふくかぜ・風しん・水痘・麻しんにかかっている者と接触し感染している恐れのある者
 - ⑥ けいれんを起こして 3 か月以内の者
 - ⑦ 妊娠しているもの
 - ⑧ その他、医師に不適当な状態と判断された者

大田市公告第 2 0 号

次のとおり予防接種法第 5 条の規定による予防接種を実施するので、同法施行令第 5 条の規定により公告する。

令和 6 年 4 月 1 日

大田市長 楫 野 弘 和

1. 予 防 接 種 の 種 類 風しんの第 5 期予防接種
2. 予防接種の対象者の範囲 昭和 3 7 年 4 月 2 日から昭和 5 4 年 4 月 1 日
までの間に生まれた男性
ただし、風しんに係る抗体検査を受けた結果、
十分な量の風しん抗体があることが判明し、予
防接種を行う必要がないと認められる者を除く
3. 期 日 及 び 場 所 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日
厚生労働省ホームページに記載のある医療機関
4. その他注意すべき事項等
接種を受けることが適当でない者（接種不適當者）
 - ① 明らかな発熱を呈している者（37.5℃を超える者）
 - ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ③ このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者
 - ④ 4 週間以内に生ワクチンの予防接種を受けた者
 - ⑤ 過去に免疫不全の診断がなされている者
 - ⑥ その他、医師に不適當な状態と判断された者

大田市公告第20号

次のとおり予防接種法第5条の規定による予防接種を実施するので、同法施行令第4条及び第5条の規定により公告する。

令和6年4月1日

大田市長 楫野弘和

1. 予防接種の種類 高齢者肺炎球菌

2. 対象者 大田市に住所を有する、次の①～②に該当する者。

ただし、過去に定期及び任意で高齢者肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）接種を受けた者は対象外とする。

① 65歳以上66歳未満の者

②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として厚生労働省令で定める者

3. 期日及び実施場所

令和6年4月1日から令和7年3月31日
指定医療機関(別紙のとおり)

4. 料 金 3,000円（但し、生活保護世帯員は無料）

5. その他注意すべき事項

接種を受けることが適当でない者(接種不相当者)

① 過去に肺炎球菌予防接種を任意で受けたことがある者

② 明らかに発熱のある人(37.5℃を超える者)

③ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

④ 過去に肺炎球菌予防接種を受けてアナフィラキシーを起こしたことがある者

なお、他の医薬品投与を受けてアナフィラキシーを起こした者は、今回のワクチンでもアナフィラキシーを起こす可能性があり、医師に接種を受ける前にその旨を伝えて判断を仰ぐこと。

- ⑤ 肺炎球菌予防接種で、接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者
- ⑥ 過去に免疫不全の診断がなされている者
- ⑦ その他、医師から予防接種を行うことが不適当な状態と判断された者

医療機関名	協力医師氏名	医療機関住所	予防接種の種類											
			ヒブ感染症	小児の肺炎球菌感染症	B型肝炎	ロタウイルス感染症	ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ（急性灰白髄炎）の四種混合	BCG（結核）	麻疹又は風しん	水痘（水ぼうそう）	日本脳炎	ジフテリア・破傷風二種混合	ヒトパピローマウイルス感染症	高齢者の肺炎球菌感染症
石田医院	石田 幸十郎	大田市大田町大田ハ91番地	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
石田医院	石田 周幸	大田市大田町大田ハ92番地	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
上垣医院	上垣 賢	大田市大田町大田イ319番地1											○	○
うめがえ内科クリニック	梅枝 伸行	大田市大田町大田口1186番地2	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
大田呼吸循環クリニック	中島 秀嗣	大田市大田町大田ハ145番地							2期のみ		○	○	○	○
大田市国民健康保険池田診療所	波多野 拓也	大田市三瓶町池田2267番地1								○		○	○	
大田市国民健康保険池田診療所	石橋 豊	大田市三瓶町池田2267番地1								○		○	○	
大田市国民健康保険池田診療所	高仁 佑	大田市三瓶町池田2267番地1								○		○	○	
大田市国民健康保険池田診療所	西尾 祐二	大田市三瓶町池田2267番地1								○		○	○	
大田市国民健康保険池田診療所	石田 直也	大田市三瓶町池田2267番地1								○		○	○	
大田市国民健康保険池田診療所	向田 千夏	大田市三瓶町池田2267番地1								○		○	○	
大田市国民健康保険池田診療所	島田 直英	大田市三瓶町池田2267番地1								○		○	○	
大田市国民健康保険仁摩診療所	泉 司郎	大田市仁摩町仁万643番地1												○
大田市立病院	波多野 渚	大田市大田町吉永1428番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大田市立病院	松岡 さおり	大田市大田町吉永1428番地0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大田市立病院	榎原 研	大田市大田町吉永1428番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大田市立病院	中村 実来	大田市大田町吉永1428番地2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大田市立病院	堀 大介	大田市大田町吉永1428番地3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大田シルバークリニック	岡田 和悟	大田市大田町大田イ47番地5												○
大田姫野クリニック	角 昌晃	大田市大田町大田イ14番地2												○
小野医院	小野 眞一	大田市久手町刺鹿2415番地	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
川上医院	川上 興一	大田市川合町川合1242番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川上医院	田邊 一明	大田市川合町川合1242番地1												○
川上医院	川原 洋	大田市川合町川合1242番地1												○
木島医院	木島 良民	大田市久手町刺鹿2732番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木島医院	木島 庸貴	大田市久手町刺鹿2733番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合原医院	合原 儀行	大田市大田町大田イ190番地				○	○			○	○	○	○	○
こまめクリニック	福田 理子	大田市大田町大田口814番地3							2期のみ		○	○		○
郷原医院	福田 亮	大田市久利町久利726番地4	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
昭和医院	合原 大博	大田市大田町大田イ127番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
須田医院	須田 道雄	大田市仁摩町仁万862番地1					○			○		○	○	○
石東病院	前田 孝弘	大田市大田町大田イ860番地3												○
石東病院	笠木 真人	大田市大田町大田イ860番地3												○
石東病院	竹内 慶和	大田市大田町大田イ860番地3												○
石東病院	武田 文徳	大田市大田町大田イ860番地4												○
石東病院	飯島 慶郎	大田市大田町大田イ860番地3												○
石東病院	安田 英彰	大田市大田町大田イ860番地3												○
鳥井診療所	合原 儀行	大田市鳥井町鳥井185番地4				○	○			○	○	○	○	○
福田医院	福田 一雄	大田市波根町2028番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
やまうち内科	山内 克実	大田市長久町長久口225番地5	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
済生会江津総合病院		江津市江津町1016番地37	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
花田医院		江津市後地町827番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	